

個 別 注 記 表

自 令和 6 年 10 月 1 日

至 令和 7 年 9 月 30 日

- I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
出資金 取得原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による低価法を採用しています。
 2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、付属設備、構築物物は定額法）を採用しています。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
 4. 収益及び費用の計上基準
収益は実現主義、費用は発生主義
 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
- III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数	200株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の数	70株

個 別 注 記 表

自 令和 5 年 10 月 1 日

至 令和 6 年 9 月 30 日

I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法
出資金 取得原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による低価法を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、付属設備、構築物物は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産
定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

収益は実現主義、費用は発生主義

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

200株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

70株

個 別 注 記 表

自 令和 4 年 10 月 1 日

至 令和 5 年 9 月 30 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

出資金 取得原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

定率法（ただし、平成10年4月以降に取得した建物、付属設備、構築物は定額法）

無形固定資産は定額法

引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般の債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の登記負担分を計上。

収益及び費用の計上基準

収益は実現主義、費用は発生主義

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

その他

項目名

消費税の会計処理

内容

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式

普通株式（発行済株式）

当期末株式数（発行済普通株式）

200株

自己株式の種類及び株式数に関する事項

自己株式（種類及び株式数）

普通株式（自己株式）

当期末株式数（自己株式）

70株